２　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日施行事項

児童虐待の防止等に関する法律に規定する面会若しくは通信の全部若しくは一部の制限を行う場合又は当該制限の全部若しくは一部を行わなくなる場合を意見聴取等措置の対象に追加するものとした。（第三三条の三の三関係）

３　令和八年四月一日施行事項

㈠　小規模保育事業の定義に、保育を必要とする児童であって満三歳以上のものについて、当該保育を必要とする児童を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上一九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業（㈡及び七の１において「満三歳以上限定小規模保育事業」という。）を位置付けるものとした。（第六条の三第一〇項第三号関係）

㈡　市町村長は、満三歳以上限定小規模保育事業の認可の申請があった場合において、当該申請に係る満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所の所在地を含む教育・保育提供区域に所在する他の満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所について定められた利用定員の総数が、市町村子ども・子育て支援事業計画において当該教育・保育提供区域について定められた必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る満三歳以上限定小規模保育事業の開始によってこれを超えることになると認めるとき等には、認可をしないことができるものとした。（第三四条の一五第五項関係）

４　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行事項

㈠　児童相談所長及び都道府県知事は、次に掲げる者（㈡において「登録一時保護委託者等」という。）に一時保護を行わせることができるものとした。（第三三条第一項及び第二項関係）

(1)　一時保護を適正に行うことができる者として都道府県知事の登録を受けた者

(2)　児童福祉法又は他の法律に基づいて児童の福祉に関する業務若しくは事業を行い、又は施設を設置する者であって、一時保護を適正に行うことができる者

㈡　児童相談所長及び都道府県知事は、自ら一時保護を行うことができず、かつ、登録一時保護委託者等に一時保護の委託をすることができない場合であって、直ちに一時保護が必要な児童等があるときは、二週間以内に限り、登録一時保護委託者等以外の適当な者に児童等の一時保護を行わせることができるものとするとともに、当該者に対し、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができるものとした。（第三三条第二一項～第二三項関係）

㈢　㈠の(1)の登録（以下この４において「登録」という。）を受けようとする者は、申請書に基準に適合していることを証する書類等を添えて、都道府県知事に提出するものとするとともに、都道府県知事は登録の申請が一時保護を行うために必要なものとして条例で定める基準に適合しているときは、登録をするものとした。（第三四条の二二第一項及び第二項関係）

㈣　都道府県知事は、登録一時保護委託者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは登録一時保護委託者が一時保護を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとした。（第三四条の二五第一項関係）

㈤　都道府県知事は、登録一時保護委託者が基準に適合しないと認められるに至った場合等には、当該登録一時保護委託者に対し、必要な改善を勧告し、当該勧告に従わないときは、必要な改善を命ずることができるものとした。（第三四条の二五第三項関係）

二　学校教育法の一部改正関係

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（六において「認定こども園法」という。）の規定を準用することにより、幼稚園及び特別支援学校幼稚部（五において「幼稚園等」という。）の職員等による虐待についての通告義務等を規定するものとした。（第二八条第二項及び第八二条関係）

三　教育職員免許法の一部改正関係

幼稚園教諭の免許状の取得に係る特例の対象に、地域限定保育士登録を受け、かつ、学位等の基礎資格を有する者を追加するものとした。（附則第一八項関係）

四　児童虐待の防止等に関する法律の一部改正関係

１　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日施行事項

㈠　一時保護が行われている児童に対して当該児童の保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、当該保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該児童の保護に著しい支障を来すと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとした。（第一二条第五項関係）

㈡　一時保護が行われている児童に対して当該児童の保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、当該保護者との面会又は通信を認めたとすれば当該児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときは、児童相談所長は、当該面会又は通信の全部又は一部を制限することができるものとした。（第一二条第三項関係）

２　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行事項

児童相談所長が通告等を受けた場合の措置等に、一の４の㈡の一時保護を加えるものとした。（第八条第二項、第一一条第五項、第一二条（１の改正事項を除く。）～第一二条の三、第一三条第二項及び第一三条の二関係）

五　構造改革特別区域法の一部改正関係

構造改革特別区域法における学校教育法の特例に基づき認定を受けた地方公共団体の長を、学校設置会社又は学校設置非営利法人が設置する幼稚園等の職員等による虐待に係る所管行政庁として定義するものとした。（第一二条第一項及び第一三条第一項関係）

六　認定こども園法の一部改正関係

１　幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、地域限定保育士登録を受けている者についても、認定地方公共団体の区域に所在する幼保連携型認定こども園で保育教諭等として勤務することができるものとした。（第一五条第一項関係）

２　幼保連携型認定こども園の長、その職員その他の従業者による虐待（以下この六において「入園児虐待」という。）を受けたと思われる園児を発見した者は、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通告しなければならないものとした。（第二七条の二第一項及び第二七条の四第一項関係）

３　幼保連携型認定こども園の区分ごとに所管行政庁を規定した上で、通告等を受けた都道府県知事又は市町村長は、当該通告等に係る入園児虐待の防止又は園児の保護のため必要があると認めるときは、当該園児に係る幼保連携型認定こども園の所管行政庁に、速やかにその旨を通知しなければならないものとした。（第二七条の二第二項及び第二七条の五第一項関係）

４　所管行政庁は、３の通知を受けた場合等であって、入園児虐待の防止又は園児の保護のため必要があると認めるときは、速やかに、園児の状況その他の通告等に係る事実を確認するための措置を講ずるものとするとともに、当該措置を講じた場合において、入園児虐待の防止又は当該措置に係る園児若しくは当該園児と共に在籍する他の園児の保護のため必要があると認めるときは、当該園児に係る幼保連携型認定こども園の設置者に対する指導又は助言その他の園児の安全な環境を確保するために必要な措置を講ずるものとした。（第二七条の五第二項及び第三項関係）

５　所管行政庁は、４の措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該措置に係る園児の状況等を都道府県児童福祉審議会等に報告するものとし、都道府県児童福祉審議会等は、報告に係る事項について、当該所管行政庁に対し、意見を述べることができるものとした。（第二七条の六第一項及び第二項関係）